

府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託仕様書

1 件名 府中市プロモーション動画制作及び空撮動画編集委託

2 期間 令和8年5月18日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の主な内容および目的

(1) 「子どもが主役のプロモーション動画」の制作

本市には整備された公園や豊かな自然環境、博物館や美術館等、子どもが楽しめる公共施設が多くあるため、子どもがいきいきと、心豊かに育つまちのイメージに見えるよう、その環境や、子育てのしやすいまちをPRできる動画を制作すること。企画資料を参考にすること。出演者となる子どもは、市が募集し、撮影日程については複数日を想定すること。

ア 企画、撮影、編集の全てを行うこと

イ 動画はそれぞれ15秒、30秒、2分で制作すること

ウ 必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。

エ 完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。なお、市が求めた場合、受託者同席の中間報告を行うこと

オ 納期は10月末までとし、詳細は市と協議すること

カ 映像の解像度は4Kとし、画面縦横比は16:9とすること

キ 動画の拡張子は、MP4ファイルで納品すること

(2) 動画の認知度向上のためのSNS等でのプロモーション

制作した動画は市のYouTubeチャンネルに掲載する予定であり、多くの方に見てもらえるよう、SNS等でのプロモーションを行うこと

(3) 空撮動画編集

ア 市が提供するドローンによる空撮動画の素材を用いたプロモーション動画をそれぞれ30秒、1分で制作すること

※ なお、構成については業者決定後、両者で協議し決定するものとする。

イ 必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。動画は映画館でも上映する予定であるため、その想定で音響を調整すること。

ウ 完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。なお、市が求めた場合、受託者同席の中間報告を行うこと

エ 納期は8月末までとし、詳細は市と協議すること

オ 映像の解像度は4Kとし、画面縦横比は16:9とすること

カ 動画の拡張子は、MP4ファイルで納品すること

(4) 府中市がこの契約の相手方を特定するために行ったプロポーザルにおいて受託者が提案し、市が承認した業務

(5) 前各項目のほか、制作にかかる一切の業務

4 「子どもが主役のプロモーション動画」の主な目標や用途

- (1) 「子どもがわくわくするまち、府中」をテーマに、府中市で子育てをしている世帯や、子どもが生まれたり、大きくなり、引越しを検討している世帯をターゲットに、府中市は暮らしやすいまちだ、といった魅力の再発見や、府中市で暮らしてみたい、府中市は暮らしやすそうだな、と思ってもらうことを目標とする
- (2) 制作した動画の活用方法は、YouTubeをはじめとする SNS の市の公式アカウント、ホームページ、市役所や商業施設のデジタルサイネージに掲載することを想定

5 空撮動画の主な目的や用途

- (1) 市の景色を新たな視点で発信することで、市民がまちの新たな発見や愛着を持ってもらうほか、市外への府中市の知名度向上及びイメージアップを図ることを目的とする
- (2) 制作した動画の活用方法は、シネアド、YouTubeをはじめとする SNS の市の公式アカウント、ホームページ、市役所や商業施設のデジタルサイネージに掲載することを想定

6 委託業務を実施する前提及び条件

- (1) 出演者は市が調整して募り、撮影場所は公共施設や道路、観光施設等を想定している。なお、出演者への謝礼や撮影場所に対する使用料等が発生する場合は、受託者が支払うものとする。
- (2) 企画内容については、市の意向を十分に考慮したうえで、受託者が提案したものを府中市が決定し、決定後、状況の変化等により企画内容を変更する必要がある場合には、双方から改めて提案・協議するものとする。
- (3) 受託者は、この業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、市に報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
- (4) 受託者は、各種法令のほか、市の定める個人情報その他の規定を遵守して業務を実施しなければならない。
- (5) 市は、随時、業務の進捗状況に関し、報告を求めることができる。
- (6) 市は、受託者の行う取材に同行するなどして業務の実施方法を確認することができる。
- (7) 受託者は、業務の一部について、事前に市の許可を受けた場合に限り、第三者に再委託することができる。

7 著作権、肖像権などの取扱い

動画制作にあたって、使用する音楽や画像、イラストなどの素材は、不特定多数への配信を予定しており、次のとおり整理する。

- (1) 動画制作にかかる著作権は、その全ての著作権は府中市に帰属する。なお、第三者の所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、本動画での利用に

関して権利者などへの了解を得ることとする。

- (2) 出演者の肖像権については、市が募集する段階で確認を取るが、改めて、受託者の責任において、撮影前に権利者などへの了解を得ることとする。
- (3) 上記以外の意匠などの権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者などの了解を得ることとする。

8 委託費の支払い

支払いは、動画の完成毎に支払うものとする（全2回）。

9 その他

- (1) 本件契約に基づき、事前に府中市の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。
- (2) 電話、電子メール、オンラインミーティングにより随時の打合せを行うとともに、必要に応じて府中市役所庁舎等での打ち合わせに応じるものとする。なお、打合せに必要な資料や会議録（要点記録）などを作成・提出し、府中市の承認を受けるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い 決定するものとする。